



**アラブ首長国連邦：
COVID-19 に対する UAE 当局による新たな
措置
(2020 年 4 月 7 日時点)**

※ 本書は、2020年4月7日時点の情報に基づいて執筆しております。なお、本書はAfridi & Angell Legal Consultantsのチャールズ・ラウバック氏により執筆されたものを、和訳したものです(原典: http://afridi-angell.com/knowledge_detail.php?ids=444)。

本書では、これまでに報告した措置の明確化を行うと共に、2020年4月5日から2020年4月7日(火)午後6時までに、各UAE当局が新たに実施した主要な措置の概要を述べる。

拡大された消毒・在宅プログラムから適用除外される従業員の移動についての明確化

2020年4月6日付のニューズレターにおいて、「重要セクター」の従業員は通勤のために自宅を離れることが認められており、「サポートセクター」の従業員は午前8時から午後2時の間、通勤が認められていることを報告した。労働省は、これらの従業員が、通勤する際に移動許可を得る必要がないことを明確にしたが、当該従業員は、雇用主から、通勤のために移動していることを確認する書面を入手しなければならない。

2020年4月6日に発行された経済開発局(DED)による2020年通達第10号により、さらなる明確化がなされた。同通達では、適用除外となる重要・サポートセクターにおける現地企業、多国籍企業双方の営業所・本社の社員(公衆と接触しない社員)は、午前8時から午後2時までの時間帯に通勤することができることとされている。繰り返しになるが、これらの企業は、就業比率30%のガイドラインを順守しなければならず、従業員は、消毒と社会的距離に関する予防措置を順守しなければならない。

また、DEDは、建築資材・A/Cの建設・請負セクターへのサプライヤーは、サプライチェーンセクターに属する活動として、移動許可の取得を免除される活動とみなされることを明らかにした。ただし、当該サプライヤーは、外出規制の適用除外となる重要・サポートセクターの従業員と同じガイドラインを遵守して、営業しなければならない。

報告対象会社

公開株式会社の定時株主総会が、政府による会合および集会に関する制限期間中となり得ることを考慮し、証券・商品取引当局(SCA)は、2020年4月2日、公開株式会社、上場外国会社、SCAの許可を受けた会社およびSCAに登録された投資ファンドについて、以下の期限延長を発表した。

- ・ 2019年度監査済財務諸表および報告書の開示の期限は、2020年5月15日までの45日間延長される。証券取引所に上場している株式会社は、2019年度監査済財務諸表を、定時総会の通知と同時に公表しなければならない。
- ・ 2020年3月31日までの期間に係る2020年中間監査済財務諸表の開示は、2020年6月30日までの期間に係る中間財務諸表の開示の期限まで延長される。

アブダビ裁判所

2020年3月23日に発出された2020年通達第7号に従い、COVID-19期間中の司法手続きの継続性に関して、アブダビ裁判所は、第一審及び上訴裁判所の全ての部局及び訴訟準備室は、以下の手続きに従うべきであると発表した。

事項	手続
第一審裁判所及び控訴裁判所において審理中の事件で判決の言渡しの準備が整わないもの	当事者の電話番号にテキストメッセージで通知を送付し、30日以上延期する。
第一審裁判所及び控訴裁判所において審理中の事件で判決の言渡しの準備が整ったもの	当事者の電話番号にテキストメッセージで通知を送付し、判決の宣告と記録の予定を維持する。
本通達日より前の日に判決の言渡しが予定されていた事件	すべての裁判所は、判決を宣告し、記録する。
緊急事項(民事、商事、労働、家事部門)を決定する裁判官。	当事者の電話番号にテキストメッセージで通知を送付し、裁判官は、居住地から遠隔的に勤務し、本通達の日付より前の日に裁定のために設定された事件に加えて、提出された登録済緊急申請を裁定する。 審議中で、裁定の準備が整わない事件・不服申立ては30日以上延期する。
第一審裁判所及び控訴裁判所において審議されている事件	事件管理室は、訴訟当事者にテキストメッセージで通知を送付した上で、これらの事件及び審理を、本通達の日付から30日以上延期する。判決宣告の準備が整った事件はすべて、訴訟当事者の立会いなしに関係合議体に付託される。
民事、商事、労働、家事訴訟提起、不服申立、苦情申立、に関する書面その他の苦情の	裁判所の裁判長は、関係登録局の長に対し、事件、上訴及び不服申立(民事、商事、労働及び家事事件及びその他の苦情事件における申立)の期限の経過が同一申立の拒否又は権利の喪失に繋がる場合には、その申立を受理しなければならない旨を指示する。

フリーゾーン

在宅・会議・集会回避に関する様々な政府指令や、ドバイの危機・災害管理最高委員会が実施した国家消毒プログラムの拡大に伴い、JAFZA(ジェベル・アリ・フリーゾーン)は、2020年4月5日、JAFZAにおける人員の減少を通達で発表し、すべてのJAFZA拠点に在宅勤務と、すべての面前会議の中止または延期を求めた。

また、JAFZAは、2020年4月5日、別の通達により、医療適性検査センターの一時閉鎖を発表した。

景気刺激策

2020年4月3日付ニューズレターにおいて報告したとおり、UAE中央銀行は、COVID-19の影響を抑制するための包括的な経済支援スキーム(TESS)を立ち上げた。TESSの目的は、COVID-19の影響を受けたUAEのすべての会社および小売顧客を、貸付における元利金の支払から一時的に解放することである。

UAE中央銀行は、TESSに加え、2020年4月5日(日)に、COVID-19のパンデミックにおける国際会計基準9(IFRS 9)の適用に関する銀行及び金融会社の共同ガイダンスを公表した。当該ガイダンスは、UAE中央銀行

が、金融サービス規制当局(FSRA)およびドバイ金融サービス庁(DFSA)と共に発行したものである。

当局が協働して作成したこのガイダンスは、IFRS 9に準拠し、アプローチの一貫性を促進しつつ、金融機関の損失に関する現在の経済的不確実性の影響を管理する上で、銀行や金融会社の実務的な解決策を提供するものである。

本ガイダンスの主要な目的は、財務報告書が、当局が実施している支援策の影響を認識し、また、IFRS 9の適用に関する意思決定プロセスを現環境下で調整する必要があることを認識しつつ、銀行や財務会社が直面するリスクの最新の推計に基づいていることを確実にすることである。

渡航制限・早期帰国措置

労働省は、連邦アイデンティティ・市民権局、外務・国際協力省、一般民間航空局、国家緊急危機・災害管理局と協力して、2020年4月5日に早期帰国措置を発足させた。

この措置は、COVID-19の拡散防止のために、UAEで実施される予防措置の期間中に、民間部門で働き、帰国を希望する居住者の帰国を可能にするものである。

ドバイにおける移動許可

2020年4月6日付のニューズレターでは、ドバイの最高危機・災害管理委員会が、一般公衆に対し、住居からのいかなる外出にも許可証を取得することを義務づけたことを報告した。

居住者が移動許可証を申請できるホームページにおいて、申請フォーム上で移動方法の入力が求められることは、徒歩や自転車による外出の場合にも、移動許可が必要であることを示している。

目的地(食料品店や薬局など)が居住者の自宅から非常に近い徒歩圏内内にある場合や、居住者の建物や団地内にある場合に、許可証が必要かは、必ずしも定かではないが、我々は、移動の態様や距離にかかわらず、すべて許可証が必要な「外出」とみなされると解釈している。許可証の目的は、移動を制限し、コロナウィルスのまん延を制限することである。それに反するあらゆる行為は、当局や警察により犯罪として扱われる可能性がある。

